【規程番号　行法Ⅸ－002】

行吉学園研究旅費規程

第１条　行吉学園専任教員の研究旅費の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第２条　研究旅費の年間支給限度額は次のとおりとする。

（1）教授・准教授・助教・講師　　150,000 円

（2）研究助手　　75,000 円

（3）認定助手　　50,000 円

第３条　研究旅費は国内に限るものとし、次の各号に該当する交通費、宿泊費及び日当とする。

（1）研究のための各種学会への参加

（2）研究成果の報告

（3）研究のための資料収集及び学術調査

（4）研究のための情報交換

第４条　研究旅費の計算方法は行吉学園出張旅費規程による。

第５条　研究旅費の支給は、所定の用紙に記入し所属長の承認を得たのち、担当課にて行う。

第６条　研究旅費は、他から流用を受け若しくは他へ流用してはならない。

第７条　研究旅費の年度末における支給限度残高は、翌年度に繰り越すことはできない。

第８条　中途採用者、休職者、育児休業、産前産後休暇及び介護休暇の取得者、海外留学規程及び国内留学規程が適用される者等の研究旅費はその期間に応じて減ずるものとする。

第９条　この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

神戸女子大学研究旅費規程、神戸女子短期大学研究旅費規程及び神戸女子大学瀬戸短期大学研究旅費規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。